京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課

新型コロナウイルスの感染拡大防止に係る 通所介護事業所等の事業所規模による区分の取扱い等について

新型コロナウイルス感染症については、4月16日(木)に、新型インフルエンザ等特別措置法第32条第3項の規定に基づき、緊急事態措置を実施すべき区域が全都道府県に拡大されるとともに、京都府を含む13都道府県が、特に重点的に感染拡大防止に向けた取組を進めていく必要がある特定警戒都道府県とされたところです。

このたび本市では、現下の状況に鑑み、指定通所介護事業所及び指定通所リハビリテーション事業所 (以下「通所介護事業所等」という。)の事業所規模による区分の取扱いについて、当面の間、下記の とおりとします。この取扱いについては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のために臨時的・限定的 に行うものであることを申し添えます。

併せて、通所介護事業所等の代替サービスの提供に関するQAをお示ししますので、御留意いただきますようお願いいたします。

記

1 通所介護事業所等の事業所規模による区分の取扱い

通所介護事業所等の事業所規模による区分の取扱いについては、国の通知(※)において、「(略)前年度から定員を概ね25%以上変更して事業を実施しようとする事業者においては、当該年度に係る平均利用延人員数については、便宜上、都道府県知事に届け出た当該事業所の利用定員の90%に予定される一月当たりの営業日数を乗じて得た数とする。」とされているところです。

このたび本市では、現下の状況に鑑み、外出自粛等の影響で、今年度の平均利用延人員数が前年度利用延人員数の概ね25%以上減少している場合については、上記によりがたい合理的な理由があると認め、今年度の平均利用延人員数によって算定すべき報酬を区分する取扱いとします。

(事務手続き)

本市(介護ケア推進課)に対して、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」、前年度(令和元年度)及び今年度(令和2年度)の「通所介護事業所等にかかる事業所規模算定表」を提出(郵送)してください。

また,毎月算定表により算定を行い,事業所区分が変更になる場合には,その都度上記のとおり 算定表を提出(郵送)してください。

これらの書類が、毎月15日以前に提出された場合には翌月から、16日以降に提出された場合には翌々月から、変更後の事業所規模区分による算定を開始するものとします。

なお、この運用を適用する場合は、これらの事情を記録して5年間保存するとともに、来年度(令和3年度)も同様の運用を適用し、再来年度(令和4年度)から従来の取扱いに戻してください。

※「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)」第2の7(4)③

2 通所介護事業所等の代替サービスの提供に関するQA

- Q 通所介護事業所等が利用者等の意向を確認して行う電話による代替サービスについて,利用者から自己負担を徴しなくてもよいか。
- A 介護報酬を算定する場合は、国の基準(※1)の規定に基づき、利用者から自己負担(1割,2割)の支払いを受けなければならず、自己負担のみ割り引くことは認められていません。しかし、介護給付費の割引制度(※2)を活用することにより、通所介護事業者等の判断により、通所介護等の電話による代替サービスの保険請求額及び自己負担を割り引くことはできます。

この場合、本市(介護ケア推進課)に対して、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」、加算届の別紙(No.5 又はNo.5 - 2)の「介護給付費の割引に係る割引率の設定について」を提出(郵送)してください。

なお、この運用を適用する場合は、これらの事情を記録して5年間保存してください。

- ※1 「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」第96条第1項
- ※2 「指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引の取扱いについて(平成12年3月1日 老企第39号)」 https://www.mhlw.go.jp/web/t doc?dataId=00ta4380&dataType=1&pageNo=1